

“共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりを行うことです。
4. 障害者の未来を明るいものにするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。

<理念の4つの柱>

共同生活支援ぱあとなあ 基本方針

誰かに決められたように生きるのではなく「自分で選んで自分で決める。」自己選択・自己決定など利用者一人ひとりの主体性を尊重し、支援者の手助けを得ることで、その人なりの「自立した生活」を営むことが出来るようにする支援を基本とする。

グループホーム利用者がグループホームを自分の一番安心できる「安らぎの場所」となるように、また利用者の夢や希望、気持ちを受け止めその夢が実現できる時に支援者として一緒に感動できるような場所づくり。

- (1) 利用者が家族と離れ地域で暮らしていくことに、本人ならびに家族が安心して暮らしていくように本人の生活を支援する。
- (2) プライベートと共同生活の二つの面を併せ持った環境での生活を提供する。
- (3) 自立を目指して計画を立て本人と集団の生活をサポートする。

以上のような基本方針を元にグループホームが第二の「家」になるように「暮らす」「楽しむ」「自分らしく過ごす」とともに集団で生活するので「自分の役割」「他者との関わり」の中で「協力」「助け合い」「ゆずりあい」「支えあう」を育んでいくことが出来るよう見守っていく。

1. 事業運営

- ・利用者の方々の高齢化が進むにつれ、心身ともに減退、ライフスタイルの変化や健康寿命の重視が想定される。また、それに伴い事業所として、介護知識や技術、医療看護体制等、支援体制の強化が重要になってくる。将来を想定した本人、家族が安心できるサポート体制の検討を進め、法人全体の支援体制と合わせ、中長期的に構築を進めていく。
- ・新型コロナウイルス感染症について、昨年、ぱあとなあ内でも利用者、職員共に感染者を出すこととなり、本人、家族への心配をかけることとなった。今年度は新型コロナウイルスも社会的に対応としては落ち着く部分も考えられるが、感染対策、及び健康管理については、再度改めて見直す機会としていきたい。
- ・長年の課題であった人材確保の対策では、「法人全体で支援体制を整える。」ことを目的として、法人内事業所から兼務勤務という形で人員を確保し、部署間の垣根を超え、支援が必要な場面に職員を配置することで、職員間の支援に対する共有、共感から、より良い支援体制を構築することを昨年度に引き続き、進めていきたい。

- ・グループホームは地域に根差して生活していく場であり、地域とのつながりがなくては社会生活とは言えない。昨年は、地域のイベントや行事が部分的に再開することになったが、コロナ不安もあり、積極的な参加は控えることとなった。今年度も、気を付けつつも参加できる体制を整え、法人で打ち出されている地域とのつながりを重視した取り組みを引き続き行っていき、ぽあとなあが地域社会の一員となれるよう進めていきたい。
- ・食事は利用者の方の楽しみであり、健康面においても重要な要素になる。今年度も引き続き、食事提供について童里夢との連携を深め、童里夢で導入した給食管理システムを活用し、童里夢厨房からの食事の提供を実施したい。食事内容も利用者の方の希望を受け入れつつ、健康面に重視した内容を目指したい。また、童里夢からの食事提供によって、世話人が調理に携わっていた時間を短縮することにもつながり、利用者支援がより充実するように業務の見直しを進める。

2. 重点課題

1. 感染症、及び健康管理について

感染症対策（アルコール消毒、手洗いうがい、マスク、密を避ける、換気）は健康管理においても重要であり、今後も継続しながら、利用者・職員の体調管理（職員の体調不良時は支援に入らない）、体調変化に注意しながら支援を行う。

2. 虐待や不適切支援の防止強化

グループホーム業務は、通常、一人仕事が多く、職員は不安や悩み、ストレスを抱えることが多い。昨年度から、障害者虐待防止の更なる推進の義務化に伴い、法人として、虐待・ハラスメント防止委員会で示す虐待防止への取り組みを軸に、防止委員会での検討結果を職員に周知徹底、虐待・権利擁護研修実施を計画的に行い、利用者主体、権利擁護の視点を持ち、サービスの質の向上を進める。また、身体拘束等の適正化の推進も義務化に伴い、虐待同様、身体拘束適正化検討委員会を設置し、身体拘束の適正化のための指針を整備し、基準を明確にし、個別支援計画への明文化、記録化、定期検討を実施し、職員全体に周知徹底を図る。

- 1) 不適切支援の早期発見に努める。（自分や他職員の不適切と思われる支援に対し、職員間でお互いに共有するなど、スタッフ会議等で確認する機会を持つ。）
- 2) いつでも相談できる雰囲気を作る。（職員ひとりで抱え込まずに、何でも話せる現場づくり）
- 3) 虐待、不適切支援について各自の基準ではなく、全体の基準として理解を積み重ねられるように研修の機会を設ける。

3. 利用者サービスの拡充

1) 夜間支援体制の充実

一昨年度の暮れから夜間支援職員をグループホーム毎にて、週4～5日配置することができたが、専従職員が一人であり、夜間体制としては十分とは言えない。また、ひまわりハウスに関しても必要に応じて、職員が宿直で夜間の見守りを行っているが不安もある。将来を見据え、夜間支援体制を法人の課題として検討していきたい。

2) 業務の標準化（支援マニュアルの整備）

法人内兼務職員体制を整えることにより、複数の職員がホームの業務にあたるに際して支援マニュアルの見直しが適時必要となる。また、職員同士が対面する機会が少ないこともあり、業務連絡や支援内容の変更等は、連絡ツール（LINE、Microsoft365）を活用し、支援、業務の標準化を目指す。

3) 余暇支援の充実

グループホーム内で楽しめる活動などを企画し、また出来ることを模索し利用者の余暇支援を充実させていく。グループホーム全体での活動、各フロアやグループでの活動、個別の活動を整理し、それぞれの希望に沿った活動を展開していき自己実現につながる支援を考えていきたい。

3. 利用者支援

1. 個別支援計画

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。日中事業所（生活介護、就労継続B型）との連携も大切にし、生活全般に基づいた統一された支援を行う。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
共同生活支援	P					C						E

凡例) P: 個別支援計画作成 C: モニタリング E: 評価
A: アセスメント (利用開始前)

基本的に個別支援計画で立てられた計画に従って日々の支援が行われ、グループホーム会議などで生活状況などの確認が行われ、支援の方針を話しあっていく。

2. 家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

1) 個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施（希望者）

家族面談／見学日の実施、設定（3月・9月）

2) 行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

4. 保健衛生・給食

保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施（童里夢、奏楽との共同）

1月 : 問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

毎日・毎月の健康チェック（検温） 毎月1回の血圧・体重測定（看護師対応）

感染症対策：新型インフルエンザ、新型コロナウイルス マスク・消毒器機等、備品の整備

通院支援 : 定期通院、病気に応じて、家族と相談の上、グループホームでの生活状況の報告と共に通院支援を行う。

5. 地域交流事業

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境を構築していきたい。

1) 地域（校区）等行事への参加

石巻校区文化祭、石巻校区夏祭り、石巻校区体育大会等への参加など

2) 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

3) 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応
ボランティアサークルとの交流・協力、他

4) 地域における公益的取り組み

地元石巻校区、石巻地区の対象者に必要なサービス、企画を提供する。

※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

5) 地域と連携した災害対策

非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

6) 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」の受入

福祉関連の学生の実習受入を行う。（童里夢、奏楽と連携）

7) 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学の対応を行う。

6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。事業所内の苦情解決の仕組みとして、満足度調査アンケートの実施、及び相談日を設定する。

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

7. 広報・啓発活動

1) 機関紙“どりのむメッセージ”の配布・送付

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する

定期刊行 年3回（5月・10月・3月）

2) 内部広報紙の発行

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する

定期刊行 年4回

3) 法人ホームページ、SNSの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開

Youtubeでの生産活動紹介動画公開

8. 環境整備

生活拠点とした特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。「安心」「安全」「安らぎ」を重視し設備改善、修繕を計画的に実施する。

- 1) 計画的な建物管理 設備補修、及び修繕
給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年3回
冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、エアコン等の計画的な修繕、及び購入
- 2) 敷地内の除草
- 3) 各室、及び浴槽、トイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと
- 4) 公用車管理 車両清掃（内外）

9. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。

地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

リスクマネジメント委員会の検討を通し、防災意識の向上、災害時対策、事業継続計画（BCP）の改善を進める。

- 1) 防災訓練・学習（毎月1回）
偶数月：防災、及び安全学習会 奇数月：防災訓練
総合防災訓練・引き取り訓練（1回／年）※童里夢、奏楽と合同
- 2) 利用者の安全学習
- 3) 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理
- 4) 防災自主点検実施：毎月1回

10. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

法人内研修については、研修・権利擁護委員会にて立案し計画的に実施する。

- 1) 事業所外研修 行政、県社協・福祉協会等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用
- 2) 事業所内研修 虐待防止研修 指定研修報告等
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月）
- 3) 職域関連研修 指定研修及び職員希望により考慮
- 4) 自己啓発研修 指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ

11. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、ぱあとなあが提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。利用者の権利を守り、ぱあとなあが提供するサービスを適切に利用できるようにする。

研修・権利擁護委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。